

危険物を積載する車両の寒風山トンネルの通行の禁止または制限の公示の一部を変更する公示（新旧対照表）

(下線部分が改正箇所)

変更後	現行								
<p>1. 危険物を積載する車両の通行を禁止し、または制限するトンネルの名称及び箇所 次表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="414 1176 534 1982"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寒風山トンネル</td> <td>高知県吾川郡いの町大字桑瀬字長又から愛媛県西条市藤之石字ヨシヨシ渡瀬まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. (略)</p> <p>3. 危険物を積載する車両の通行を制限する当該危険物を積載することができる車両の種類並びに当該危険物の容器包装、積載数量及び積載方法に関する要件 別表第2のとおり。ただし、原則として災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部または非常災害対策本部が設置されている場合に、被災した地方公共団体等からの災害応急対策に必要な燃料の供給要請に基づき道路管理者が特に通行を認めた場合は、水底トンネル又はこれに類するトンネルを通行し得るとする車両（別表第2中「第四類・引火性液体」を積載する移動タンク貯蔵所（タンクローリー）に限る。）のうち、当該水底トンネル若しくはこれに類するトンネルの構造を保全し、又は水底トンネル若しくはこれに類するトンネルにおける交通の危険を防止するため、該車両を当該車両の前後に配置するなど当該車両の通行の安全を確保するために必要であると道路管理者が認める措置が講じられているものについては、別表第2にかかわらず、通行することができることとする。</p> <p>4. この公示に係る通行の禁止または制限は、平成11年4月17日から実施する。 （平成13年11月30日及び令和3年 月 日一部改正）</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 1 火薬類及びがらん具煙火 (略)</p>	名称	箇所	寒風山トンネル	高知県吾川郡いの町大字桑瀬字長又から愛媛県西条市藤之石字ヨシヨシ渡瀬まで	<p>1. 危険物を積載する車両の通行を禁止し、または制限するトンネルの名称及び箇所 次表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="414 280 534 1086"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寒風山トンネル</td> <td>高知県土佐郡本川村大字桑瀬字長又から愛媛県西条市藤之石字ヨシヨシ渡瀬まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. (略)</p> <p>3. 危険物を積載する車両の通行を制限する当該危険物を積載することができる車両の種類並びに当該危険物の容器包装、積載数量及び積載方法に関する要件 別表第2のとおり</p> <p>4. この公示に係る通行の禁止または制限は、平成11年4月17日から実施する。</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 1 火薬類及びがらん具煙火 (略)</p>	名称	箇所	寒風山トンネル	高知県土佐郡本川村大字桑瀬字長又から愛媛県西条市藤之石字ヨシヨシ渡瀬まで
名称	箇所								
寒風山トンネル	高知県吾川郡いの町大字桑瀬字長又から愛媛県西条市藤之石字ヨシヨシ渡瀬まで								
名称	箇所								
寒風山トンネル	高知県土佐郡本川村大字桑瀬字長又から愛媛県西条市藤之石字ヨシヨシ渡瀬まで								

変更後

2 高圧ガス

項目	表 示 品 名		車両の 種 類 (略)	要 件		その他 (略)
	積載数量 (略)	容器の内容積 (略)				
可燃性ガス及び毒性ガス	亜酸化窒素 アセチレン アンモニア エタン エチレン エチレンオキシド (酸化エチレン) 塩化ビニル 塩化メチル (クロルメチル) 塩素 臭化メチル (ブロムメチル) 水素 石油ガス 天然ガス トリメチルアミン 二酸化硫黄 (亜硫酸ガス) ブタジエン メチルエーテル モノメチルアミン 硫化水素 その他高圧ガス保安法に規定 する可燃性ガス及び毒性ガス		(略)	(略)	(略)	
酸素	(略)	(略)				
不活性ガス	(略)	(略)		(略)	(略)	
注	(略)					

3 毒物又は劇物
(略)

現 行

2 高圧ガス

項目	表 示 品 名		車両の 種 類 (略)	要 件		その他 (略)
	積載数量 (略)	容器の内容積 (略)				
可燃性ガス及び毒性ガス	亜酸化窒素 アセチレン アンモニア エタン エチレン エチレンオキシド (酸化エチレン) 塩化ビニル 塩化メチル (クロルメチル) 塩素 臭化メチル (ブロムメチル) 水素 石油ガス 天然ガス トリメチルアミン 二酸化硫黄 (亜硫酸ガス) ブタジエン メチルエーテル モノメチルアミン 硫化水素 六フッ化硫黄 その他高圧ガス保安法に規定 する可燃性ガス及び毒性ガス		(略)	(略)	(略)	
酸素	(略)	(略)				
不活性ガス	(略)	(略)		(略)	(略)	
注	(略)					

3 毒物又は劇物
(略)

変更後

現行

4 消防法別表第二に掲げるもの

項目	品名	性状等	車両の種類	要件	
				種類	数量
第二類・酸化性固体	(略)	項目欄に掲げる第一類酸化性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第二備考第1号に掲げる性状を示すものとする。	(略)	(略)	その他 (略)
第三類・可燃性固体	(略)	①項目欄に掲げる第二類・可燃性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第二備考第2号に掲げる性状又は引火性を示すものとする。ただし、硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、同表備考第4号によるものとする。 ②その他品名欄に掲げる物質については、消防法別表第二備考第3号及び第5号から第7号までによるものとする。	(略)	(略)	(略)
物質及び禁水性物質 第三類・自然発火性	(略)	項目欄に掲げる第三類・自然発火性物質及び禁水性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第二備考第8号に掲げる性状を示すものとする。ただし、カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、同表備考第9号によるものとする。	(略)	(略)	(略)
第四類・引火性液体	(略)	①項目欄に掲げる第四類・引火性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第二備考第10号に掲げる引火性を示すものとする。 ②その他品名欄に掲げる物質については、消防法別表第二備考第11号から第14号までによるものとする。	(略)	(略)	(略)

4 消防法別表に掲げるもの

項目	品名	性状等	車両の種類	要件	
				種類	数量
第二類・酸化性固体	(略)	項目欄に掲げる第一類酸化性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第1号に掲げる性状を示すものとする。	(略)	(略)	その他 (略)
第三類・可燃性固体	(略)	①項目欄に掲げる第二類・可燃性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第2号に掲げる性状又は引火性を示すものとする。ただし、硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、同表備考第4号によるものとする。 ②その他品名欄に掲げる物質については、消防法別表備考第3号及び第5号から第7号までによるものとする。	(略)	(略)	(略)
物質及び禁水性物質 第三類・自然発火性	(略)	項目欄に掲げる第三類・自然発火性物質及び禁水性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第8号に掲げる性状を示すものとする。ただし、カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、同表備考第9号によるものとする。	(略)	(略)	(略)
第四類・引火性液体	(略)	①項目欄に掲げる第四類・引火性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第10号に掲げる引火性を示すものとする。 ②その他品名欄に掲げる物質については、消防法別表備考第11号から第14号までによるものとする。	(略)	(略)	(略)

変更後

現行

項目	品名 (略)	表示性状等 ①項目欄に掲げる第五類・自己反応性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第二備考第18号に掲げる性状を示すものとする。 ②品名欄に掲げる「前記に掲げるものはいずれかを含有するもの」については、消防法別表第二備考第19号によるものとする。	車両の種類 (略)	要件	
				積載数量 (略)	件 その他 (略)
第五類・自己反応性物質	(略)	①項目欄に掲げる第五類・自己反応性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第二備考第18号に掲げる性状を示すものとする。 ②品名欄に掲げる「前記に掲げるものはいずれかを含有するもの」については、消防法別表第二備考第19号によるものとする。	(略)	(略)	(略)
第六類・酸化性液体	(略)	項目欄に掲げる第六類・酸化性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第二備考第20号に掲げる性状を示すものとする。	(略)	(略)	(略)

注1 性状等欄に掲げる性状の二以上を有する物品については、消防法別表第二備考第21号によるものとする。
2 積載数量の欄に掲げる種別は、危険物の規制に関する政令別表第3備考各号に定める分類をいう。

5 腐食性を有する物質
(略)

6 マッチ
(略)

注 (略)

項目	品名 (略)	表示性状等 ①項目欄に掲げる第五類・自己反応性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第18号に掲げる性状を示すものとする。 ②品名欄に掲げる「前記に掲げるものはいずれかを含有するもの」については、消防法別表備考第19号によるものとする。	車両の種類 (略)	要件	
				積載数量 (略)	件 その他 (略)
第五類・自己反応性物質	(略)	①項目欄に掲げる第五類・自己反応性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第18号に掲げる性状を示すものとする。 ②品名欄に掲げる「前記に掲げるものはいずれかを含有するもの」については、消防法別表備考第19号によるものとする。	(略)	(略)	(略)
第六類・酸化性液体	(略)	項目欄に掲げる第六類・酸化性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第20号に掲げる性状を示すものとする。	(略)	(略)	(略)

注1 性状等欄に掲げる性状の二以上を有する物品については、消防法別表備考第21号によるものとする。
2 積載数量の欄に掲げる種別は、危険物の規制に関する政令別表第3備考各号に定める分類をいう。

5 腐食性を有する物質
(略)

6 マッチ
(略)

注 (略)